

## ご 連 絡

令和5年7月7日

清水悠路氏及び清水亜佳里氏 代理人

FAX [REDACTED]

〒 [REDACTED]

TEL [REDACTED] FAX [REDACTED]

前略 ホームページ上の説明文及び説明会について、当方の見解をご連絡します。

### 1 ホームページ上の説明文について

当社は令和5年6月12日に本件事故に関する説明文をホームページ上に掲載しましたが、この点に関し、貴職からの同月23日付書面により、虚偽記載を行ったことを理由として謝罪文を掲載するよう求められております。

しかし、本件事故については、当方と清水様との間に見解の相違があるところであり、上記説明文はあくまでも当社の見解に基づくものです。当社には虚偽を記載した認識はございません。

今後も、当社は必要に応じて、ホームページにおいて当社の見解等をお知らせする予定ですので、ご理解の程をお願いします。

なお、貴職からの上記書面に対するご回答は、改めて行う予定です。

### 2 説明会

現状では開催自体が困難であり、仮に開催できたとしても清水様をご納得される可能性は低いのではないかと考えられます。

説明会の条件として現在大きな争点となっているのは、第三者の出席をどこまで認めるのかということと、マスコミによる録画を含めた取材活動を認めるのかという点にあると考えます。

この点について、当方は特にマスコミの取材活動については、同意することはできかねます。当社の社員が被疑者として取調中であるという点をご理解願います。

また、説明会を開催したとしても、当方の説明は基本的にこれまでと同様のものとなります。これまで清水様からは沢山のご質問を頂いており、書面により回答させて頂きましたが、清水様はご納得されておられません。

改めて、当社が説明会において、これまでと同様の説明を行ったとしても、清水様をご納得されるとは思われません。

また、説明会において、当社の社員等に対し、何らかの発言を強要することは許されないことであり、刑事手続との関係において、発言できない可能性があります。説明会では質疑応答の機会を設ける予定ですが、内容によってはお答えできないものが

あるものと思われます。

現状では、説明会を開催したとしても、清水様をご納得されるとは思われず、上記の点について貴職のご見解もお聞かせ頂ければと考えます。 草々